

報道機関各位

長岡市地方創生推進部
人権・男女共同参画課長



お祝い状の交付サービスも利用可能に

1月16日からパートナーシップ届け出の事前予約を開始

長岡市は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の届け出の事前予約受け付けを1月16日（月）から開始します。

また、届け出をされた方を対象とする行政サービスとして「お祝い状」を交付します。つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、周知にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の届け出手続き

1 手続きの概要

- ・1月16日（月）から届け出の事前予約を受け付けます（届け出は事前予約が必要）。
- ・電話、FAX、メールまたは電子申請で、希望日時を予約できます（届出日時は調整の上で決定）。
- ・届出書と必要書類を人権・男女共同参画課へ持参の上、手続きをしていただきます。
- ・届け出の手続き開始日は2月1日（水）です。

2 お祝い状の交付（行政サービスの拡大）

長岡市は、婚姻や出生の届け出をされた方を対象に、市独自のサービスとして、希望者に「お祝い状」を交付しています。

パートナーシップを届け出たお二人に対しても、お祝い状を交付します。

その他、本制度の届け出により利用できる行政サービスなどの詳細は市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate14/jinken/pf-ship.html>



※長岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について（令和5年2月1日開始）

性自認・性的指向により婚姻の届出ができない方を対象に、お互いが人生のパートナーとして協力し合うことを約束する「パートナーシップ」の届出を受け付け、市が証明する制度。また、パートナーシップ関係にある方の親族が家族として生活する「ファミリーシップ」の届出も同時に行うことができる。婚姻制度等と異なり、法律上の効果は生じないが、住民票の続柄を「縁故者」と表記することや、市営住宅へ家族としての入居の申し込みなどの行政サービスの利用が可能となる。

問い合わせ：人権・男女共同参画課 穂刈
電話 0258-39-2746